

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-1
処分の種類	県立長野図書館における図書資料の弁償			
根拠法令条例等・条項	県立長野図書館規則第5条			
処分の概要	館長は、別に定めるところにより図書館資料を紛失し又は著しく汚損した者に対し、現品又は相当の代金でこれを弁償させることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>返却等された図書が以下の状態であった場合は、利用者に弁償を求めるものとする。</p> <p>1 汚損により保存利用に適さないもの (1)水濡れ等による歪みがページに入り込んだもの (2)飲料等による汚れが利用者に提供できないもので、以下のようなもの ア 汚損によりページがめくれないもの イ 汚れで文字が読めないもの ウ 汚物が付着しているもの (3)マーカー、ボールペン等により書き込みをしたもの (4)その他故意に汚損したもの</p> <p>2 破損により保存利用に適さないもの (1)破れたもの、切り取ったもの (2)頁を抜いたもの (3)動物等による噛み傷により損傷したもの (4)電子媒体については、利用に支障がある場合及び再生不能なもの</p> <p>3 紛失 県立長野図書館資料利用規程第7条ただし書きに該当する場合以外の紛失</p> <p>〈県立図書館資料利用規程 抜粋〉 第7条 図書館資料を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに紛失・汚損届(様式第1号)を館長に提出し館長が指示する現品又は相当の対価でこれを弁償しなければならない。 ただし、館長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>			
基準の制定根拠	県立図書館資料弁償基準(H19. 10. 1施行)			